

平成26年4月25日
農 林 水 産 省

農林水産省気候変動適応計画推進本部の設置について（案）

1 趣旨

近年、稲、果樹をはじめとする農産物や海苔等の水産物などにおいて、高温による生育障害や品質低下への対応に多くの努力が払われている。一方、観測記録を塗り替える高温や豪雨、大雪による大きな災害が頻発し、今後も温暖化とともに極端な気象現象の頻発が予測されるなど、我が国の農林水産業・農山漁村の生産や生活の基盤を揺るがしかねない状況にある。

京都議定書以降、我が国は先進国の一つとして温室効果ガスの排出削減や吸収源対策に大きな力を注いできた。しかし、I P C C の報告では気候システムの温暖化は疑う余地がないとされ、この避けられない温暖化に備えるには、技術開発や各種施策の転換などを計画的に進める必要がある。これらの状況を踏まえ、各分野（食料、災害、健康等）の適応計画を組み込んだ政府全体の適応計画を平成 27 年夏までに策定することとし、環境省等を中心に関係府省が連携して検討を始めたところである。

農林水産分野については、気候変動の影響が大きい分野であることから、政府全体の適応計画に積極的に位置づけ強力的に推進する必要がある。このため、政務官を本部長とする気候変動適応計画推進本部を設置し、各局庁が連携して農林水産省気候変動適応計画を検討、推進することとする。

2 検討内容

- (1) 農林水産業に対する気候変動の影響の現状と課題
- (2) 農林水産業に関する今後の気候変動への適応計画の策定
- (3) その他

3 推進本部の体制（別紙）

4 期間

平成 2 6 年 4 月～平成 2 7 年 8 月

農林水産省気候変動適応計画推進本部の体制

本 部 長：小里農林水産大臣政務官

本部長補佐：大臣官房生産振興審議官

農林水産技術会議事務局研究総務官

本 部 員：大臣官房審議官（消費・安全局）

大臣官房参事官（経営局）

農村振興局次長

林野庁森林整備部長

水産庁増殖推進部長

環境政策課長

統計部管理課長

○ 推進本部の下に以下の検討チームを設置する。

【適応策等の実施に向けた施策の展開検討チーム】

チーム長：大臣官房生産振興審議官

【気候変動による影響評価及び研究開発検討チーム】

チーム長：農林水産技術会議事務局研究総務官

○事務局 環境政策課

政府全体の気候変動適応計画の検討スケジュール

環境政策課

年 月	環境省 (中環審気候変動影響等評価 小委員会等)	農林水産省
平成 25 年 8 月	適応計画の策定に向けた検討 開始	
平成 26 年 3 月	気候変動による将来影響及び リスク評価に関する中間報告 の取りまとめ	
4 月		第 1 回気候変動適応計画推進本部 〔農林水産業の気候変動への適応に 関する検討開始〕
6 月		食農審地球環境小委員会等 (1)
7 月		食農審地球環境小委員会等 (2)
平成 27 年 1 月頃	上記最終報告書案の取りまと め (パブリックコメント)	
2 月頃	上記最終報告書の取りまとめ	第 2 回気候変動適応計画推進本部 〔環境省報告を受け、今後の農林水 産業の気候変動適応計画の策定を 開始〕
3 月頃	各省における適 応策の検討を踏 まえ適応計画を 検討	食農審地球環境小委員会等 (3)
5 月頃		第 3 回気候変動適応計画推進本部
7 月頃	〔この間、小委 員会等を適 宜開催〕	第 4 回気候変動適応計画推進本部 〔今後の「 <u>農林水産業の気候変動適 応計画 (仮称)</u> 」を決定〕
政府全体の適応計画を閣議決定 (8 月～9 月頃?)		